

令和6年1月25日招集

第1回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和6年第1回狭山市農業委員会総会

令和6年1月25日(木曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1)農地法第5条の規定による許可申請について
 - (2)農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
 - (3)生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - (4)相続税の納税猶予に関する適格者証明願
- 4 報告事項
 - (1)農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2)生産緑地の斡旋について(依頼)
 - (3)その他
- 5 閉会 午後2時15分

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏 枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 7名

清水 芳 則	小澤 俊 夫	室岡 英 紀
奥 富 文 典	片岡 弘 幸	齋 藤 孝 史
高 橋 弘 樹		

(本日の欠席推進委員 1名) 甲 田 善 徳

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 三 ツ 木 淳

事務局 これより令和6年第1回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案
- ・議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料3 生産緑地の斡旋について（依頼）
- ・資料4 あっせん台帳

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第1回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございます。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第1回狹山市農業委員会総会を開催します。
なお、甲田農地利用最適化推進委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。
始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号9番 諸口委員と10番 平本委員をお願いします。
これより議案の審議を行います。
最初に第1回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第5条の申請が入間川地区で3件、堀兼地区で1件、奥富地区で1件、併せて5件、計画変更が水富地区で1件です。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが水富地区で1件、生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いが入曽地区で1件、水富地区で1件の計2件です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

はじめに入曽地区の清水推進委員、お願いします。

清水委員 乾燥による火災が心配されるのと、暖かくなってくると新たな雑草の繁茂があると思いますので、引き続き見回りをしていきたいと思います。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 畑の脇のU字溝に泥が溜まっていることがあるので、気がついたら声をかけるようにしています。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 上赤坂の畑2反について、現在の耕作者が耕作を続けられなくなってしまったので、吉田委員に協力していただき、買い取ってもいいという方が見つかりました。農協に仲介に入ってもらって話を進めるところです。

山王中近くの約7反は所有者は耕作の意思がないということで、隣接農地の所有者と話を進めているところです。

昨年9月にあっせん希望が出ている6筆は、切り株がなくなれば借り手が見つかるのではないかという話を所有者にしました。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 枯草が目立つので、耕作者や所有者を見かけた場合には、火災等には充分気をつけていただくように声かけをしています。

議長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 川越農林から講師を招いた水稻関係の講習会があり、早めに耕うんを行えば雑草の繁茂を防ぐことができるということでしたので、作業性が悪くなっている方には声

かけをして、指導していきたいと思っています。

議長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 雑草の処理をしている方を見かけた際には、後始末もしていただくように声かけをしています。今後も見守りを続けていきたいと思います。

議長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 年末年始の休みを利用して、枯草の片付けをしていただいた畑もありましたが、まだ枯草がそのままになっている畑も多数あります。引き続き見回りをしていきたいと思います。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。
それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号1 整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字上奥富字中川原、外2筆、地目は畑、合計面積は869㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市で幼稚園事業を行っている法人で、転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号1 整理番号2について審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字中平野、地目は畑、面積は354㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は富士見市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号1 整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中平野、地目は畑、面積は300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号1整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中平野、地目は畑、面積は2,81㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市で不動産事業を行っている法人で、転用目的はゴミ収集所敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号1整理番号5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字堀兼字平野（元上奥富分）、地目は畑、面積は21㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は野菜の作付けがされています。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 変更前、笹井一丁目の畑について、許可済みの本件を、隣地が袋地となることから、計画地の北側を分筆することにより隣地への通行を確保し、許可済み面積が小さくなることから、変更後、隣地を含めた事業計画とするための計画変更申請となるものです。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『承認』とし、県に提出します。
次に議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて」を議題とします。
事務局から整理番号1について説明願います。

事務局 土地の所在は、根岸一丁目、地目は田、面積584㎡について、故障により買取申出がある本件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いがあったものです。

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑はないようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。
次に、事務局から整理番号2について説明願います。

事務局 土地の所在は大字北入曾字中原、外1筆、地目は畑、面積2,942㎡について、

相続人から、被相続人が生産緑地に係る主たる従事者であったことを証明する願いが出ているものです。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。
次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」について、議題とします。
相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、事務局の説明を求めます。

事務局 広瀬一丁目、外5筆、地目「田」が4筆、面積2,000㎡と地目「畑」が2筆、面積316㎡について、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ているものとなります。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は6件32筆、地目は全て畑、面積は26,143㎡、全て相続による届出で、大字堀兼字芳野について、あっせんの希望があります。
次に農地法第5条の規定による届出は2件2筆、地目は全て畑、面積は、28,37㎡、転用目的は住宅敷地が1件、駐車場敷地が1件です。
公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、3件4筆です。
農地改良等に係る届出が1件1筆、846㎡です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【農地あっせん台帳について説明】

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようです。
次に生産緑地の幹旋について、事務局から説明をお願いします。

事務局 都市計画課より、別紙のとおり、2件のあっせんの依頼がありましたので、よろしくをお願いします。

議 長 説明がおわりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、令和6年第1回狹山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。